

議案第 15 号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 16 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 11 年杉並区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号を第 5 号とし、第 9 号を削り、第 10 号を第 6 号とし、第 11 号を第 7 号とする。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条及び第 8 条を削り、第 9 条を第 6 条とし、第 10 条を第 7 条とし、第 11 条を削り、第 12 条を第 8 条とし、第 13 条から第 16 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にこの条例による改正前の杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより、支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

徴収・滞納整理出張特別手当等を廃止する必要がある。

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(特定危険現場業務手当)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(取締・指導等業務手当)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>徴収・滞納整理出張特別手当</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>不規則勤務手当</u></p> <p>(6) <u>障害者（児）施設等業務手当</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>検便手当</u></p> <p>(1 0) 略</p> <p>(1 1) 略</p> <p>(<u>徴収・滞納整理出張特別手当</u>)</p> <p>第 3 条 <u>徴収・滞納整理出張特別手当は、特別区税等の徴収及び滞納整理に従事する職員が、出張し、徴収又は滞納整理を行ったときに支給する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき 3 7 0 円を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p> <p>(特定危険現場業務手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(取締・指導等業務手当)</p>

第4条 略

(福祉事務所等業務手当)

第5条 略

第5条 略

(福祉事務所等業務手当)

第6条 略

(不規則勤務手当)

第7条 不規則勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年杉並区条例第3号)の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)となる規則で定める職員が、当該勤務に従事したとき。

(2) 正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間(午後8時から翌日の午前6時までの間をいう。)となる規則で定める職員が、当該勤務に従事したとき。

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める。

(1) 前項第1号に規定する場合 1
勤務につき530円

(2) 前項第2号に規定する場合 1
勤務につき220円

(障害者(児)施設等業務手当)

(防疫等業務手当)

第 6 条 略

(放射線業務手当)

第 7 条 略

(有害薬物取扱手当)

第 8 条 略

(清掃業務手当)

第 9 条 略

(支給方法)

第 10 条 略

(特別区人事委員会への報告)

第 11 条 略

第 8 条 障害者（児）施設等業務手当

は、規則で定める障害者（児）施設又は保健センターに勤務する規則で定める職員が、障害者及び障害児の指導又は介助業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき 2 1 0 円を超えない範囲内において、規則で定める。

(防疫等業務手当)

第 9 条 略

(放射線業務手当)

第 10 条 略

(検便手当)

第 11 条 検便手当は、保健所、保健センター及び衛生試験所に勤務する職員が、検便の検査業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき 1 7 0 円を超えない範囲内において、規則で定める。

(有害薬物取扱手当)

第 12 条 略

(清掃業務手当)

第 13 条 略

(支給方法)

第 14 条 略

(特別区人事委員会への報告)

第 15 条 略

(委任)

第 1 2 条 略

(委任)

第 1 6 条 略